

小田原市市民通報システム構築等業務基本仕様書

本仕様書は、小田原市市民通報システムの構築等に関して別紙の機能要件適合評価表で定める必須機能を満たすシステムの導入や運用についての企画提案を求めるために必要な事項を定めたものである。

1 業務概要

市民等が所有するスマートフォン等から、災害時を含め、道路の損傷等に関する情報について位置情報及び写真データを添付して通報できるシステムを導入することで、該当の場所や状況の把握を容易にし、迅速な判断や対応を可能とする。

2 業務期間

契約締結日から令和5年（2023年）3月31日（金）まで

※システムの運用開始日は令和4年（2022年）12月1日を前提に協議の上、決定する。

※令和5年4月1日以降の契約については、予算の議決をもって契約を行うものとする。

3 業務内容

システムに関する次に掲げる業務を行うものとする。

(1) システム構築

運用開始日までにシステムを構築し、本市庁内ネットワークのインターネット利用環境（※）を介して利用できるよう必要な設定等の作業を行うものとする。

※総務省の定める自治体情報セキュリティクラウド。本市は神奈川県が構築した神奈川情報セキュリティクラウドを使用。

(2) 操作研修

研修の具体的な実施方法について調整をしたうえで、システムの運用開始日までに各課担当者向けに2回以上、システム管理者向けに1回以上の操作研修を行うものとする。また、操作研修に当たり、運用マニュアルを作成し、提出するものとする。

(3) システムの提供

システムの運用開始日以降から令和5年3月31日（金）まで構築したシステムを使用できるようにする。

(4) 運用保守

システムの運用開始日から令和5年3月31日（金）までの間、サポート窓口等により、操作やサービス全般について、小田原市からの問合せに即時対応すること。なお、受付時間は、少なくとも平日（土、日、祝休日、年末年始を除く）午前9時から午後5時15分まで対応できることとし、受付方法は電話、電子メール又はこれに類する方法とする。

4 機能要件等

別紙「小田原市市民通報システム 機能要件適合評価表」のとおり。

※分類で「必須」としていない機能について評価を行う。

5 その他

- (1) 業務遂行上知り得た一切の情報は、本業務でのみ使用し、小田原市の同意なくして第三者に漏洩又は開示してはならない。本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 履行期間の満了後は、本業務に関する情報を返却又は確実に破棄すること。
- (3) 個人情報を取り扱う場合については、個人情報の保護に関する法令や規範を遵守するとともに、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利又は利益を侵害することのないよう、その取り扱いを適正に行うこと。
- (4) 本仕様書は、本業務の基本的な内容について示すものであるが、業務の性質上当然実施しなければならないもの、また、本仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するため必要な事項はすべて実施すること。
- (5) 本仕様書に定めない事項及び疑義を生じた事項については、小田原市担当者と協議のうえ解決に努めること。